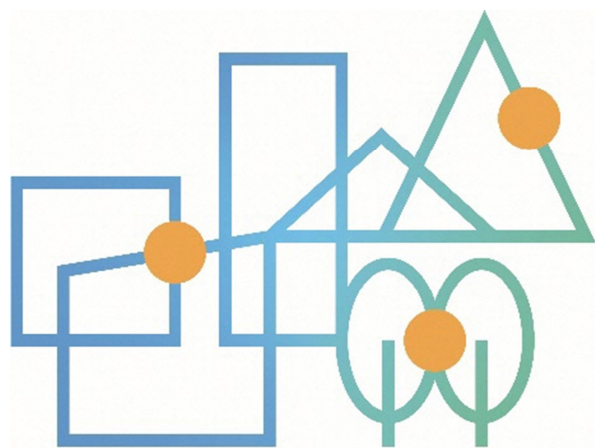


令和8年度

飯豊町脱炭素先行地域づくり事業補助金申請の手引き (太陽光発電設備、蓄電池)



脱炭素先行地域

令和8年6月版

【問い合わせ・申請書等提出先】
(事務局)

飯豊町役場 住民課生活環境室

住所：飯豊町大字樁2888番地

TEL：0238-87-0514

Mail：i-seikatsu@town.iide.yamagata.jp

— 目 次 —

I. はじめに	2
II. 補助の概要	3
1. 補助金の名称	3
2. 補助対象者	3
3. 補助額	3
4. 補助対象事業の基本的要件	4
5. 見積書及び請求書の留意事項	4
6. 補助対象となる経費	5
III. 補助金受領までの流れ	6
1. 申請、実績報告、導入後の報告などの流れ	6
2. 申請書類の準備	7
3. 申請期間・実績報告期限	7
4. 補助金の請求	7
5. 設備導入後の責務	7
IV. そのほか申請に係る事項	8
1. 申請の変更・取り下げ	8
2. 補助金の返還となる場合	8
3. 導入した設備の使用期間(法定耐用年数)	8
V. 太陽光発電設備の詳細	9
1. 補助率等	9
2. 交付要件	9
3. 提出書類チェックリスト	10
VI. 蓄電池の詳細	11
1. 補助率等	11
2. 交付要件	11
3. 提出書類チェックリスト	11

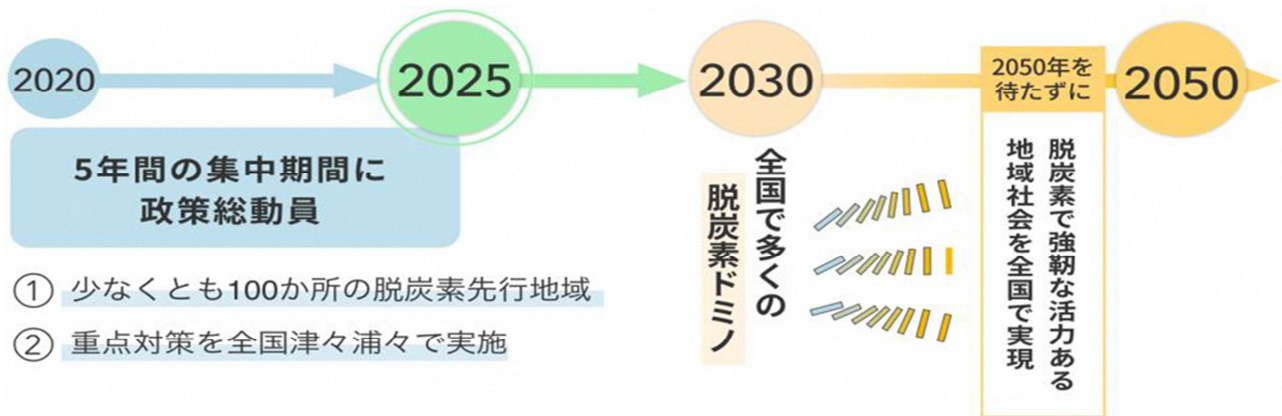
I.はじめに

飯豊町は、地球温暖化の進行及びそれに起因する異常気象が世界的規模で深刻な自然災害を頻発させている現状を受け、2020年3月に気候非常事態宣言を発出し、同年12月には、2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目標とした「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しています。本町では、かけがえのない地域環境を次世代へ継承すべく、住民及び事業者と連携し、脱炭素社会の実現に向けた包括的な取り組みを推進しています。

2025年5月には、国(環境省)が進める「脱炭素先行地域」に飯豊町と米沢市の共同提案が山形県で初めて選定されました。脱炭素先行地域とは、2030年までに民生部門※の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し「実行の脱炭素ドミノ」の全国モデルとなるものです。

※「民生部門」とは、「家庭部門」と「業務その他部門」に大別されます。「家庭部門」は、家庭におけるエネルギー消費に伴う排出であり、「業務その他部門」は、事務所・ビル、商業・サービス施設(飲食店・宿泊施設なども含む)のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出を指します。

【脱炭素先行地域 イメージ図】



この度、「脱炭素先行地域」に選定された飯豊町において、太陽光発電設備や蓄電池の導入による脱炭素化を通じた持続可能な地域づくりを目的として、「飯豊町脱炭素先行地域づくり事業(太陽光・蓄電池)補助金」の交付を実施します。

本補助金の申請にあたっては、「飯豊町脱炭素先行地域づくり事業補助金申請の手引き(太陽光発電設備、蓄電池)」(本手引き)及び、関連する以下の資料をお読みいただき申請を行ってください。

本補助金は環境省の交付金を活用した補助金であり、年度ごとに予算額の上限があります(上限額に達した場合は町ホームページ等でお知らせします)。

<関連資料>

- ・飯豊町脱炭素先行地域づくり事業(太陽光・蓄電池)補助金交付要綱(以下「町要綱」という。)
- ・二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱
- ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(以下「国実施要領」という。)
- ・国実施要領 別紙1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業(脱炭素先行地域づくり事業)
- ・国実施要領 別表第1(交付対象事業費:設備整備事業)(以下「国実施要領別表第1」という。)

II. 補助の概要

1 補助金の名称

飯豊町脱炭素先行地域づくり事業(太陽光・蓄電池)補助金

2 補助対象者

以下の要件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 町内に住民票の登録があり実際に居住する方、又は実績報告日までに住所を有する見込みのある方
- (2) 次のいずれかに補助対象設備を新規に設置する方
 - ① 自ら所有し居住する一戸建て住宅
 - ② 自ら所有し居住するために新築する一戸建て住宅
 - ③ 居住の用に供する床面積が当該建築物の延べ床面積の1/2以上を占める併用住宅
 - ④ ①～③の敷地及び附属する車庫、小屋及び物置等
- (3) 第三者所有型である電力購入契約(PPAモデル)又はリース契約で設備を導入しない方
- (4) 設備を導入しようとしている建物を賃貸していない方
- (5) 暴力団員でないこと及び暴力団等と関係を有していない方
- (6) 町税などに滞納がない方
- (7) 設置する設備について、国、県又は町が実施する他の補助金の交付を受けていない方

3 補助額

補助対象設備	補助率	上限額等
(1)太陽光発電設備(出力4.7kW以上10kW未満)	2/3	上限 1,040 千円/戸
(2)蓄電池	3/4	上限 1,180 千円/戸

- ・ 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
- ・ 補助金の交付は、設置する一の設備に対しそれぞれ1回限りとします。

4 補助対象事業の基本的要件

以下の要件をすべて満たす事業が補助の対象となります。

- (1) 導入設備を法令及び各要綱等(2ページ<関連資料>)に適合して設置すること。
- (2) エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に効果があるものであること。
- (3) 導入設備は、商用化され、導入実績があるものであること(中古設備は、補助対象外)。
- (4) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (5) 整備する設備にかかる調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は、必要最小限度の範囲に限り補助対象に含めることとする。
- (6) 設備を導入する建築物の使用電力を再エネ100%電力に切り替えて、事業完了年度の翌年度から起算して5年度以上継続すること。町は切り替え先として、電力の地産地消をめざしているおきたま新電力株式会社を推奨しています。
- (7) 建築物の電力使用量データ及び設備の稼働量データの提出等、町が実施する調査に協力すること。
- (8) 各世帯1つの対象設備に対しそれぞれ1回限りの補助とする。
- (9) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助金を利用して取得した財産等を、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(破棄を含む)てはならない。詳しくは、8ページ「3 導入した設備の使用期間(法定耐用年数)」をご確認ください。
- (10) 施工業者は、補助対象設備を設置した実績があり、当該事業を適正に施工できる者であること。

5 見積書及び請求書の留意事項

- ・ 見積書と請求書は、補助対象となる経費のみのものを作成してください。その際には、5ページの区分・費目・細分に該当する費用が分かるように内訳書を作成して申請書に添付してください。(補助対象外となる経費に関する工事の見積書等の提出は不要です)。
- ・ 消費税及び地方消費税に相当する額を含めます。

----- 内訳書の注意事項 -----

【合計金額】 補助対象となる工事に要する金額を記載し、補助対象外となる工事とは分けてください。

【処分費等】 設備の更新のように、既存設備の取り外し・処分が新設の設備の設置にやむを得ず必要である場合には、必要最小限度の範囲の取り外し処分費用に限り交付対象となります。また、更新ではなく新規の設備設置の場合は、必要最小限度の範囲の処分費用に限り交付対象となります。

ただし、アスベストの調査費用や家電リサイクル法に係るリサイクル料金は交付対象外となります。ご注意ください。

【費目】 5ページの表を確認し、区分・費目・細分に分けて記載してください。

【諸経費等】 工事費に一定の割合をかけて算出する諸経費(一般管理費など)についても、交付対象費用で計上したものを見積書や請求書に記載することが必要となります。

6 補助対象となる経費

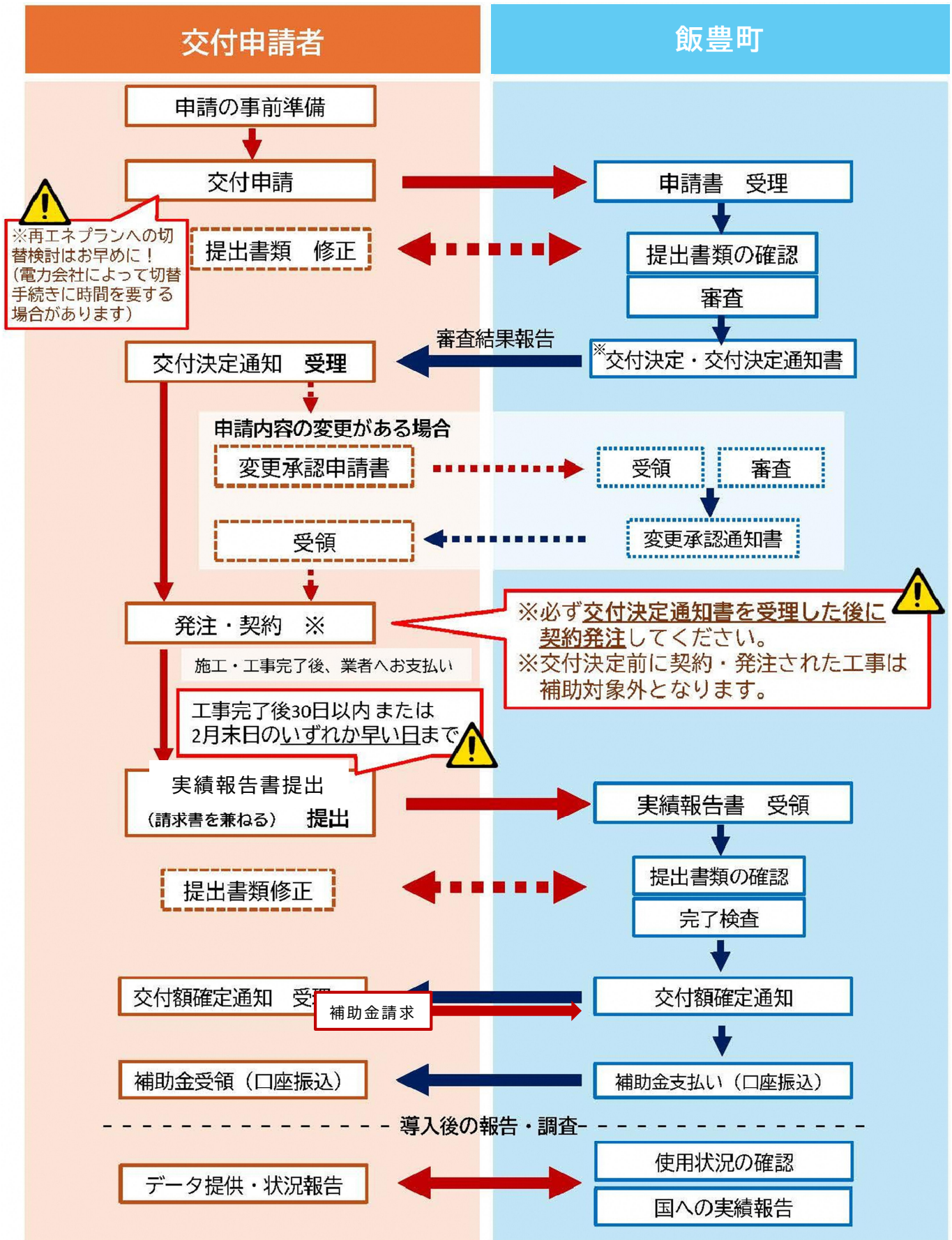
以下に該当する経費が補助の対象となります。詳細は「国実施要領別表第1」をご参照ください。
 施工業者に見積作成を依頼する際は、下記を参照し、明細な内訳が分かるように依頼してください。

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金などの人件費を言う。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ② 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③ 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ① 機械器具等の運搬、移動に要する費用 ② 準備、後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事(交付要件に定める柵塀に係る工事を含む)に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、酌量、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。	
測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。	
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整及び据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作試験及び検証に要する経費をいう。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

Ⅲ. 補助金受領までの流れ

1 申請、実績報告、導入後の報告などの流れ

補助金の申請に係る手続きの主な流れは、下記の通りとなります。



2 申請書類の準備

(1) 申請に係る必要書類

申請に必要な書類は、対象設備ごとに異なります。太陽光発電設備は 10 ページ、蓄電池は 11 ページの「3 提出書類チェックリスト」をご確認ください。

(2) 書類の提出先

(事務局)飯豊町役場 住民課生活環境室

住所:飯豊町大字椿 2888 番地

TEL:0238-87-0514 Mail:i-seikatsu@town.iide.yamagata.jp

3 申請期間・実績報告期限

期間内に飯豊町役場住民課生活環境室に提出してください。

(1) 申請期間

募集開始日から令和9年1月28日 17:00 まで。

- ・ 郵送による提出の場合は、申請期間最終日の消印があるものまでを有効とします。
- ・ 提出書類が揃っていない場合(内容の訂正を除く)は受理できませんので、10 ページ又は 11 ページの提出書類チェックリストを十分ご確認の上申請してください。
- ・ 交付決定日以前に着手(発注、契約、購入、設置、支払い)されたものについては、補助金の交付対象となりませんのでご注意ください。
- ・ **交付対象者は先着順で決定します。**

(2) 実績報告期限

報告期限は、工事完了後 30 日以内又は交付申請をした日の属する年度の2月末日のいずれか早い日の 17:00 まで。

4 補助金の請求

完了検査後に町が発出する交付額確定通知を受け取った後に、補助金請求書(様式第9号)に補助金の振込口座の通帳の写しを添付して事務局にご提出ください。

5 設備導入後の責務

設備の導入後から法定耐用年数を経過するまでの間、環境省への実績値の報告等を目的に、導入した設備の稼働量データ及び設備を導入した建築物の電力使用量データの提出を通じ、町が行う調査等に対して協力いただく必要があります。

また、**太陽光発電設備を設置した方は、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年度に限り、太陽光発電の自家消費率を証するものを付して、「自家消費量に関する報告書(様式第5号)」を町長が指定する日までに毎年度ご報告いただく必要があります。**

IV. そのほか申請に係る事項

1 申請の変更・取り下げ

(1) 申請の変更について

以下の項目以外について補助対象事業の計画を変更する場合は、変更承認申請書を提出してください。変更承認申請書の提出が必要か不明な場合は電話等でご相談ください。

——補助金変更承認申請書の提出が**不要**な項目——

- ・ 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことがないもの
- ・ 補助対象事業の趣旨を変更するものではない事業計画の細部の変更
- ・ その他町長が軽微な変更と認める事項

(2) 申請の取下げについて

交付申請の取下げを行う場合は、補助金の交付決定通知の日から10日以内に事務局まで報告してください。

2 補助金の返還となる場合

申請者が次のいずれかに該当したときは、補助金の全部又は一部を返還となる場合があります。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 町要綱第3条第2項各号に該当したとき。

- ① 飯豊町内に住所を有しない者で、かつ実績報告書の提出日までに飯豊町内に住所を有する見込みがない者
- ② 設備を導入しようとする建物を賃借している者
- ③ 飯豊町暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等及びこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者
- ④ 申請者及び同一世帯に属する者が町に納付すべき税などを滞納している者
- ⑤ 設置する設備について、他の法令又は予算制度等に基づき国、県又は町が実施する他の補助金の交付を受けている者
- ⑥ 上記のほか、補助金を交付することが適当でないと町長が認める者

(3) 交付決定の条件(再エネ100%電力の継続等)又は設備導入後の責務(調査協力・自家消費量の報告等)を果たさなかったとき。

3 導入した設備の使用期間(法定耐用年数)

本補助金により取得した財産(設備)には、処分制限期間(撤去・廃棄・譲渡などができない期間)が存在します。原則として、設備ごとに定められている法定耐用年数の期間が、処分制限期間となります。法定耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間となります。詳細は、国税庁HPなどをご参照ください。

(参考)国税庁HP:<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2100.htm>

補助対象設備	法定耐用年数
太陽光発電設備	17年
蓄電池	6年



V. 太陽光発電設備の詳細

1 補助率等

補助率：3分の2、上限：1,040 千円／戸

補助対象経費(下記機器代及び機器設置工事にかかる経費)

- ・ 太陽電池モジュール
- ・ 架台
- ・ 電力変換装置(パワーコンディショナー等)
- ・ 保護装置
- ・ 接続箱
- ・ 直流側開閉器
- ・ 交流側開閉器
- ・ 配線及び配線器具
- ・ 発電量等の計測機器及び通信機器一式
- ・ 建材一体型太陽光発電設備
- ・ その他付属機器ならびに対象システムの設置に必要な工事にかかる経費

2 交付要件

4ページの「4 補助対象事業の基本的要件」に加えて、以下の要件をすべて満たす事業が補助対象となります。

- ① 国実施要領別紙1の2ア(ア)に定める交付要件を満たすこと。
- ② 出力4.7kW 以上 10kW 未満であること。
- ③ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。
- ④ 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。
- ⑤ 発電する電力量の30%以上を住宅等(店舗や事務所などとの併用住宅の場合は、店舗や事務所などでの消費分を除く)で消費すること。
- ⑥ 余剰電力を売却する場合は「山形県民みんなで地産地消電力買取プラン」に登録されている小売電気事業者に売電すること。町は電力の地産地消をめざしているおきたま新電力株式会社を推奨しています。
- ⑦ 第三者所有型である電力購入契約(PPA モデル)又はリース契約での導入でないこと。

3 提出書類チェックリスト

	提出書類	留意事項	チェック
交付申請 のとき	交付申請書	・ 様式第1号	
	交付申請概要書	・ 様式あり	
	見積書の写し	・ 補助対象経費のみで作成し、設備ごとに事業費を区分し、内訳を明記されているもの。	
	納税証明書	・ 世帯員全員の納税証明書 ※納税の義務がない方の納税証明書は不要です。非課税証明も不要です。	
	調査同意書	・ 様式あり	
	住民票謄本		
	登記事項証明書	・ 設置する場所が建物の屋根や壁の場合はその建物の、地面の場合はその土地の登記事項証明書	
	設備の仕様書又はカタログ	・ メーカー、型番、性能等が分かるもの。	
	地図、平面図(設置箇所が分かるもの)、機器配置図、システム系統図、単線結線図等	・ 整備する箇所が分かるもの。	
	設計図	・ 太陽電池モジュールの面積、設置角度、設置方向、設置箇所及び架台の高さがわかる図面。	
	太陽電池の最大出力値の合計が確認できるものの写し		
	その他町長が必要と認める書類	・ 施工事業者の太陽光発電設備設置実績を証するもの。	
実績報告 のとき	実績報告書	・ 様式第7号	
	実績報告概要書	・ 様式あり	
	補助対象事業に係る支出を証する書類(内訳も明記)の写し	・ 経費の内訳が明記されていない場合は、内訳書類又はこれに代わるものも添付。 (例)領収書+内訳明細書	
	住民票謄本	※申請後に居住した者に限る。	
	登記事項証明書	※申請後に設置した建物又は土地を所有した者に限る。	
	契約書の写し		
	設備の導入前、施工中及び導入後の写真	・ 導入の前後で同じ位置から撮影したもの。 ・ 設備の型式がわかるもの。 ・ 目視確認できない場合は施工中写真で導入を確認できるように撮影すること。	
	設備を導入した建築物の使用電力を再エネ100%電力にしたことを証する書類	・ 契約した小売電気事業者名、プラン名及び契約日が確認できるもの。	
	交付申請時から変更がある場合は、導入設備の実際の設置図	・ 平面図、機器配置図、システム系統図、単線結線図、設計図等	
その他町長が必要と認める書類	・ 余剰電力を売却する場合は、売電契約した小売電気事業者名、プラン名及び契約日が確認できるもの。		

VI. 蓄電池の詳細

1 補助率等

補助率：4分の3、上限：1,180 千円／戸

補助対象経費(下記機器代及び機器設置工事にかかる経費)

- ・ 蓄電池本体
- ・ 電力変換装置(パワーコンディショナー等)
- ・ 配線及び配線器具
- ・ その他付属機器ならびに対象システムの設置に必要な工事にかかる経費

2 交付要件

4ページの「4 補助対象事業の基本的要件」に加えて、以下の要件をすべて満たす事業が補助対象となります。

- ① 国実施要領別紙1の2イ(エ)に定める交付要件を満たすこと。
- ② 再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電し、平時において充放電を繰り返すことを前提とする蓄電池であること(停電時のみに利用する非常用予備電源でないもの)。
- ③ 第三者所有型である電力購入契約(PPA モデル)又はリース契約での導入でないこと。

3 提出書類チェックリスト

	提出書類	留意事項	チェック
交付申請 のとき	交付申請書	・ 様式第1号	
	交付申請概要書	・ 様式あり	
	見積書の写し	・ 補助対象経費のみで作成し、設備ごとに事業費を区分し、内訳を明記されているもの。	
	納税証明書	・ 世帯員全員の納税証明書 ※納税の義務がない方の納税証明書は不要です。非課税証明も不要です。	
	調査同意書	・ 様式あり	
	住民票謄本		
	設備の仕様書又はカタログ	・ メーカー、型番、性能等が分かるもの。	
	地図、平面図(設置箇所が分かるもの)、機器配置図、システム系統図、単線結線図等	・ 整備する箇所が分かるもの。	
	設計図		
その他町長が必要と認める書類	・ 施工事業者の蓄電池の設置実績を証するもの。		

実績報告 のとき	実績報告書	・ 様式第7号	
	実績報告概要書	・ 様式あり	
	補助対象事業に係る支出を証する書類(内訳も明記)の写し	・ 経費の内訳が明記されていない場合は、内訳書類又はこれに代わるものも添付。 (例)領収書+内訳明細書	
	住民票謄本	※申請後に居住した者に限る。	
	契約書の写し		
	設備の導入前、施工中及び導入後の写真	・ 導入の前後で同じ位置から撮影したもの。 ・ 設備の型式がわかるもの。 ・ 目視確認できない場合は施工中写真で導入を確認できるように撮影すること。	
	設備を導入した建築物の使用電力を再エネ100%電力にしたことを証する書類	・ 契約した小売電気事業者名、プラン名及び契約日が確認できるもの。	
	交付申請時から変更がある場合は、導入設備の実際の設置図	・ 平面図、機器配置図、システム系統図、単線結線図、設計図等の補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類。	
その他町長が必要と認める書類			